

東京イミグレーション・フォーラム基調報告

1 東京イミグレーション・フォーラムの意義

今日、出入国在留管理行政は、グローバル化が進む中で重要性は増すとともに、パンデミックの影響により様々な課題に直面しています。特に、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとする危機管理対応とパンデミックにより様々な困難な状況が発生している中において、外国人材の移動に伴う課題とその対応方策は、日本はもちろん、各国が「共通に抱えている課題」とであると認識しています。

こうした課題に対処していく上で、各国がそれぞれ独自に立ち向かうのではなく、各国がお互いに情報を交換し、知見を持ち合い、連携して対処していくことが何よりも重要です。

出入国在留管理行政をめぐる状況が大きく変わろうとしている中、各国は従来の既成概念や先入観に捕らわれることなく、大胆で柔軟な発想の下、将来に向けての展望を明確にしながら新たな状況に立ち向かっていかなければなりません。

こうした状況に日本として何か貢献できることがないかと考え、今回、関係国の入管当局による国際的なプラットフォームとして東京イミグレーション・フォーラムを立ち上げることにしました。

2 出入国管理上の危機管理対応について

(背景)

新型コロナウイルス感染症は、その確認から2年間経つものの、2022年1月現在世界の累計感染者数は約3億人を超えています。この未曾有の災害下という危機的状況において、出入国管理行政は厳しい対応を求められているところです。

パンデミックの影響により、日本をはじめとする各国・地域において入国制限等を実施し、国際的な人の往来が大幅に減少し、2020年の我が国への新規入国者数は430万7千人でした。

(水際対策)

我が国は新型コロナウイルス感染症への水際対策を最重要と考え、上陸拒否対象地域に滞在歴のある外国人については、日本国の利益又は公安を害するおそれがあるとして、入管法上の上陸拒否事由に該当するとし、特段の事情がない限り、上陸を拒否するなどの水際措置を講じています。

その一方で、我が国は、国際的な人の往来再開は重要であるとの考えの下、2022年3月1日からは、検査、行動把握、感染拡大リスクが高い場合の待機期間の設定といった、基本的な条件を守りつつ、水際対策の骨格を、段階的に緩和していくこととなりました。

具体的には、外国人の新規入国については、観光目的を除き、受入責任者の管理の下で認めることとし、1日当たりの入国人数については、3,500人

から5,000人へと戻し、段階的に国際的な人の往来を増やしていくことと
しています。

感染症の流入防止と通常の経済社会活動の再開をどう両立するかが課題で
す。

(東京オリンピック・パラリンピック大会の取組)

昨年夏に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、新型
コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、海外からの観客は受
け入れないこととなりましたが、選手等大会関係者を対象に入国を認めること
とし、約5万8千人の大会関係者が入国しました。

出入国在留管理庁としても、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹
底するとともに、

- ・ 関係機関と連携したテロリスト・反五輪活動家に対する審査の強化
- ・ 入管職員による直行通過区域内のパトロールの強化
- ・ 指紋・顔写真といった個人識別情報の活用、旅券の鑑識等の徹底
- ・ 関係機関との24時間連絡体制の構築

など、水際においてのテロの未然防止のための厳格な取組を実施し、安全・安
心な環境の下での大会の開催に寄与することができました。

今回の取組結果を踏まえ、今後の大規模国際イベントの開催に向けたより効
果的な水際対策を検討していきたいと考えています。

3 外国人材の移動に伴う課題及びその対応方策について

(背景)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は日本経済へも深刻な影響を与えた一
方、国内の外国人労働者数は172万4千人と過去最高を記録し、パンデミック
前には、国境を越えた人の往来は増加し続け、来日外国人数は、2019年
に過去最高の3,118万7千人、在留外国人数は2019年に293万3千
人と過去最高を記録していました。

(外国人労働者の受入れに関する基本方針)

我が国は、専門的・技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活
性化に資するため、積極的に受入れを推進することとしています。

この方針の下、2014年に入管法を改正し、在留資格「高度専門職」を創
設し、2018年には、中小・小規模事業者をはじめとした深刻な人手不足に
対応するため、入管法を改正して、在留資格「特定技能」を創設し、2019
年から運用を開始しています。

在留資格「高度専門職」については、高度外国人材の我が国への受入れ促進
を図ることを目的として、ポイント制を活用した出入国在留管理上の優遇措
置を講じています。具体的には、高度外国人材の活動内容の特性に応じて「学
歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定
点数に達した場合に、複合的な在留活動を許容し、在留歴に係る永住許可の要件
の緩和等の優遇措置を講じています。在留資格「高度専門職」で在留する者は、

2021年6月末現在で約1万6千人でした。成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）におけるKPIとして、2022年末までに4万人の高度外国人材の認定を目指すこととしており、高度人材ポイント制における認定件数は2021年12月末現在で約3万1,400人となっています。

（特定技能制度の現状）

在留資格「特定技能」で在留する者は、2021年12月末現在の速報値で、4万9,700人となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一定の影響はあるものの、順調に増加している状況です。

特定技能に関する二国間取決めについては、2022年3月現在で、13か国との間で作成しており、同取決めに基づき、悪質な仲介業者等に係る情報を含め、特定技能外国人の円滑かつ適正な送り出し及び受入れの確保等のために各国政府と適宜情報共有しているほか、意見交換を実施しています。

特定技能制度については、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ、国内外における試験の実施場所や実施回数の拡大、送出手続の整備に向けた各国政府への働きかけを行うなど、特定技能外国人の円滑な受入れを促進しています。

また、特定技能制度及び技能実習制度については、賛否を含む様々な御意見・御指摘があるところ、今後「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」において様々な関係者の方々からそのような御意見等をしっかりと伺い、両制度の在り方について、総合的に検討を行っていく予定です。

（共生社会の実現）

パンデミックにより、世界各地で、地域・国家、社会、コミュニティなどで分断が生じている中、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの達成の取組を一層進める必要があります。

我が国の共生社会の実現に向けた基本的考え方は、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、日本人と同様の公共サービスが享受でき、安心して生活できる環境整備を行い、環境整備に当たっては、日本人のみならず、外国人も共生の理念を理解し、日本の制度や文化を理解してもらえるよう努めることが重要です。

2019年4月、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることに加え、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整を担う出入国在留管理庁が発足し、政府全体では、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現のため、官房長官と法務大臣を共同議長とする「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定・改訂し、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため取り組んでいます。

この総合的対応策は、2021年6月15日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から改訂しました。総合的対応策には、

- ・ 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- ・ 円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援
- ・ ライフステージ・生活シーンに応じた支援
- ・ 非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等
- ・ 外国人材の円滑かつ適正な受入れ
- ・ 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

の項目に係る197の施策が盛り込まれています。

2021年11月には、共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」に意見を述べてもらうため設置された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から法務大臣に意見書が提出されました。意見書には、目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョンとして、「安心・安全な社会」、「多様性に富んだ活力ある社会」及び「個人の尊厳と人権を尊重した社会」が、4つの重点事項として、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」、「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化」、「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」及び「共生社会の基盤整備に向けた取組」が示されました。日本政府においては、当該意見書の内容等を踏まえ、2022年6月をめぐりに共生社会の実現のための中長期的な課題に対する方策を示した工程表を策定する予定です。

また、我が国では、外国人との共生社会を実現するための支援拠点として、2020年7月に外国人在留支援センター（F R E S C）を開所しました。当センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら外国人等からの相談に対応するなど、様々な支援業務を行っています。

加えて、在留外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするための必要な基礎的情報をまとめている外国人向け「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」に掲載しています。そのほか、国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、文化庁とともに「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成し、同ポータルサイトに掲載する等、やさしい日本語の普及・活用を推進しています。

さらに、パンデミックで苦しむ在留外国人に対しては、在留資格上の特例措置や、雇用維持支援の実施、情報提供・相談体制を強化するなどの取組を行っています。

以上が、本フォーラムの意義・目的と議題に関する日本の取組です。